

令和6年2月定例会 消費者・環境対策特別委員会（付託）

令和6年3月1日（金）

〔委員会の概要〕

浪越委員長

ただいまから、消費者・環境対策特別委員会を開会いたします。（10時31分）

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、お手元の議事次第のとおりでございます。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

○提出案件について（説明資料（その3））

【報告事項】

○第4次徳島県環境基本計画（案）について（資料1－1、資料1－2）

○徳島県GX推進計画（案）について（資料2－1、資料2－2）

○県有施設への太陽光発電設備等率先導入事業に係るPPA実施事業者の選定結果について（資料3）

○県有施設への電気自動車用充電設備導入事業に係る実施事業者の選定結果について（資料4）

平井危機管理環境部長

2月定例会に追加提出いたしております消費者・環境対策関係の案件につきまして、消費者・環境対策特別委員会説明資料（その3）によりまして御説明を申し上げます。

まずはじめに、歳入歳出予算の総括及び危機管理環境部関係につきまして御説明を申し上げ、順次、各所管部から御説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、3ページを御覧ください。令和5年度一般会計予算の総括でございます。

2月補正予算案の総額は左から3列目、補正額欄の最下段に記載のとおり3億7,214万円の減額をお願いしておりまして、補正後の予算額は合計で、34億7,246万9,000円となっております。

このうち、危機管理環境部の予算額は、同表の一番上の補正額欄に記載のとおり、2億4,812万9,000円の減額をお願いしており、補正後の予算額は10億3,370万6,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

4ページを御覧ください。部別主要事項についてでございます。

まずグリーン社会推進課におきまして、資料の上段、環境衛生指導費の摘要欄①、一般環境対策費につきましては、自然エネルギー導入等に対する事業費の所要額の確定による減額をお願いしておりまして、その他の経費と合わせまして、計欄の左から4列目に記載のとおり、合計8,643万9,000円の減額をお願いしております。

環境指導課におきまして、資料の中段、環境衛生指導費の摘要欄①、廃棄物ゼロ社会づくり推進費につきましては、事業費や貸付金の所要額の確定による減額をお願いしてお

り、その他の経費と合わせまして、計欄の左から4列目に記載のとおり、合計6,186万6,000円の減額をお願いしております。

環境管理課におきまして資料の下段、公害対策費の摘要欄②、一般公害対策費につきましては、貸付金の所要額の確定による減額をお願いしており、その他の経費と合わせまして、計欄の左から4列目に記載のとおり、合計5,717万4,000円の減額をお願いしております。

5ページを御覧ください。消費者政策課におきまして資料の上段、消費者行政推進費の摘要欄①、消費者行政推進費につきましては、市町村に対する補助金の所要額の精査による減額をお願いしております。その他の経費と合わせまして、計欄の左から4列目に記載のとおり、合計4,265万円の減額をお願いしております。

11ページを御覧ください。繰越明許費についてでございます。新たに御承認をお願いする事業につきまして、翌年度繰越予定額を記載しております。

まず、ア、追加では環境指導課の生活環境整備指導費について、事業者側における施設設置計画の進捗状況により、年度内の事業完了が困難となりましたことから、726万円の繰越しをお願いするものでございます。

次にイ、変更ではグリーン社会推進課の一般環境対策費について、県有施設への太陽光発電設備等の率先導入におきまして、能登半島地震の影響による資材不足等のため、年度内の事業完了が困難となりましたことから、9,285万5,000円の繰越しをお願いするものでございます。

なお、これらの事業につきましては今後、早期の完了に努めてまいる所存でございます。

危機管理環境部関係の提出案件の説明につきましては以上でございます。

続きまして、この際、4点御報告をさせていただきたいと存じます。まず資料1-1を御覧ください。第4次徳島県環境基本計画（案）の概要についてでございます。

環境基本計画は環境の保全及び創造に関する総合的な計画でございます。美しい環境を守り、継承しながらサステナブルな新しい暮らしの実現を目指すという、将来像や基本コンセプト、重点戦略、主要取組の柱などの概要につきましては、さきの委員会で御報告をさせていただいたとおりでございます。その後、パブリックコメントや環境審議会では、新計画についてしっかりと周知を進め、着実に推進していくことが必要などの御意見を頂いたところでございまして、基本コンセプトに掲げる県民主役の実現を図るべく、産・学・民・官の多様な主体との連携の下、積極的に計画を推進してまいります。計画の詳細につきましては資料1-2を御参照いただければと存じます。

次に資料2-1を御覧ください。徳島県GX推進計画（案）の概要についてでございます。本計画は本県の脱炭素に関連する五つの計画を統合し、一体的な推進を図る計画でございます。計画の将来像や基本コンセプト、重点施策などにつきましてはさきの委員会で御報告をさせていただいたとおりでございます。

素案からの主な変更点につきましては、温室効果ガス排出量の削減やクリーンエネルギー電力自給率の向上に向けた更なる具現化策といたしまして、県議会における御論議を踏まえ、県有施設への太陽光発電設置率につきましては、2030年度目標を55%から80%へと上方修正いたしますとともに、導入容量について、現状の3倍となる2,800kwとする数値

目標を新たに明記し、P P Aの積極的な活用などにより、集中的かつ率先的な導入を推進してまいります。G X推進計画の詳細につきましては、資料2－2を御参照いただければと存じます。

次に資料3を御覧ください。県有施設への太陽光発電設備等率先導入事業に係るP P A実施事業者の選定結果についてでございます。

県有施設への初期費用ゼロ円モデルのP P A、電力販売契約を活用した太陽光発電設備の導入につきまして、この度、6事業者から企画提案があり、学識経験者等で構成される審査委員会において、P P A実施事業者の審査・選定を行いました。

まず、1、対象施設については、9月議会に御報告させていただきましたとおり、消防防災航空隊事務所はじめ記載の6施設となります。

次に2、P P A実施事業者につきましては、審査委員会の選定結果を踏まえ、N T Tアノードエナジー株式会社を契約候補者として決定し、昨年12月15日付けで協定を締結したところでございます。

次に3、提案概要については太陽光発電設備の設置容量といたしまして、導入予定の6施設の合計はさきの委員会で御報告させていただきました、県の想定最大容量570 k wを上回る約640 k wとなる予定でございます。

また、設備導入後の事業期間、20年間の効果といたしまして、導入前後の電気代の削減効果は約2,400万円と算出されておりました、温室効果ガス排出量につきまして約6,415 tのC O²が削減される見込みでございます。さらに、全施設への蓄電池設備の設置をはじめ、様々な特徴ある提案を頂いております。

次に4、今後のスケジュールにつきましては、現在、事業者による現地調査、詳細設計が行われており、今後は本年6月以降に順次、施工を開始し、来年2月頃の設備の運転開始を目指してまいります。

次に資料4を御覧ください。県有施設への電気自動車用充電設備導入事業に係る実施事業者の選定結果についてでございます。

アスティとくしまをはじめとした11施設への初期費用・維持費用ゼロ円モデルを活用した充電設備の導入につきまして、この度、二つの事業者から企画提案があり、学識経験者等で構成される審査委員会において実施事業者の審査・選定を行いました。

まず、1、実施事業者といたしましては、審査委員会の選定結果を踏まえ、E N E C H A N G E株式会社を契約候補者として決定したところでございます。

次に2、提案概要につきましては、設置する充電器について、設置口数を導入予定の11施設全てにおいて、国補助金の上限となる最大2口といたしますとともに、出力電力につきましても、普通充電器の中でも高出力となる6.0 k wとすることとしております。

また、スマホ決済に加え、電気自動車ユーザーの約6割が保有する各自動車メーカーが発行している充電カードの使用が可能となるなど、利用者の利便性向上につながる特徴的な提案があったところでございます。

次に3、今後のスケジュールにつきましては、2月下旬に各施設の現地調査を実施したところでございまして、3月下旬からの国補助金の交付手続を経て、順次、設置工事を行い、早ければ9月からの運用開始を目指してまいります。

御報告は以上でございます。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

中藤農林水産部長

続きまして、農林水産部関係の案件につきまして御説明を申し上げます。

お手元の委員会説明資料（その3）の3ページを御覧ください。

農林水産部におけます令和5年度一般会計につきましては、総括表の上から2段目、補正額欄に記載のとおり、1億5,010万6,000円の減額をお願いするもので、補正後の予算額は農林水産部合計で17億1,425万6,000円となっております。

補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

続きまして6ページを御覧ください。当部の課別主要事項につきまして、御説明を申し上げます。まず、みどり戦略推進課でございます。1段目の農作物対策費では、国庫補助事業費の確定による補正など、合計で5,965万3,000円の減額をお願いしております。

次に鳥獣対策・ふるさと創造課でございます。3段目の農業総務費では、国庫補助事業費の確定による補正など、合計で1,250万6,000円の減額をお願いしております。

次に畜産振興課でございます。畜産振興費では事業費の確定により、895万7,000円の減額をお願いしております。

次に7ページを御覧ください。スマート林業課でございます。3段目の造林費では、国庫補助事業費の確定による補正など、合計で5,231万9,000円の減額をお願いしております。

続きまして農林水産総合技術支援センター経営推進課でございます。2段目にあります農作物対策費では、国庫補助事業費の確定による補正など、合計で1万3,000円の減額をお願いしております。

次に農山漁村振興課でございます。土地改良費では事業費の確定により1,665万8,000円の減額をお願いしております。

農林水産部関係の提出案件の説明は以上でございます。

なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

榎本県土強靱化統括監

続きまして、県土整備部関係の案件につきまして御説明申し上げます。

委員会説明資料（その3）の3ページを御覧ください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。表の下から3段目、左から3列目の補正額の欄に記載しておりますとおり、県土整備部におきましては、3,052万7,000円の増額をお願いしております。

その右隣の計の欄には補正後の額を記載してございますが、6億9,323万9,000円となっております。また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳の欄に括弧書きで記載してございます。

9ページを御覧ください。補正予算に係る部別の主要事項説明でございます。まず、水・環境課でございます。公共下水道整備促進事業費の決定に伴う補正など合計3,652万7,000円の増額となっております。

運輸政策課でございます。港湾環境整備費の決定に伴う補正といたしまして、600万円の減額となっております。

12ページを御覧ください。繰越明許費でございます。上の表は一般会計の追加分といた

しまして、今回、新たに御承認をお願いする事業につきまして、翌年度繰越予定額を記載してございます。

追加分の合計は表の最下段、右から2列目の欄に記載のとおり、4,204万8,000円となっております。また、下の表は一般会計の変更分といたしまして、既に御承認いただいている事業につきまして、翌年度繰越予定額の変更を記載してございます。変更分を反映した補正後の合計は表の最下段、右から2列目の欄に記載のとおり、1億3,100万円となっております。

これらの事業につきましては計画に関する諸条件などの理由により、年度内の完了が見込めなくなり、やむを得ず翌年度に繰越しとなるものでございます。事業効果の早期発現が図られますよう、できる限りの事業進捗に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

13ページを御覧ください。流域下水道事業会計でございます。ア、業務の予定量では旧吉野川浄化センターの処理水量の減少等に合わせ、補正後の欄に記載のとおり変更をお願いするものでございます。

14ページを御覧ください。イ、収益的収入及び支出でございます。収入では流域下水道管理運営負担金の補正など、合計2,789万5,000円の減額となっております。

15ページを御覧ください。支出では指定管理料の補正など、収入と同額の合計2,789万5,000円の減額となっております。

16ページを御覧ください。ウ、資本的収入及び支出でございます。収入では補助金の補正など、合計1,920万円の増額となっております。

17ページを御覧ください。支出では建設改良費の補正など、収入と同額の合計1,920万円の増額となっております。

18ページを御覧ください。エ、企業債につきましては今回の補正に伴い、財源に充てる県債の限度額の変更をお願いするものでございます。オ、議会の議決を経なければ流用することのできない経費及びカ、他会計からの補助金につきましては、補正予定額の欄に記載のとおり増額するものでございます。

以上で提出案件の説明を終わらせていただきます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

柳教育長

引き続きまして教育委員会関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の委員会説明資料（その3）の3ページでございます。一般会計の歳入歳出予算総括表の下から2段目にございますように、教育委員会関係では443万2,000円の減額補正をお願いするものでございまして、補正後の予算額は3,126万8,000円となっております。財源につきましては財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして10ページを御覧ください。教育委員会の主要事項でございます。まず、教育創生課でございますが、計画調査費の摘要欄①、地方創生の深化のための支援費におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で100万4,000円の減額補正をお願いいたしております。

次に学校教育課でございますが、教育指導費の摘要欄①、学校教育振興費におきまし

て、国庫補助事業費の確定に伴い、342万8,000円の減額補正をお願いしております。

以上で教育委員会関係の説明を終わらせていただきます。なお、教育委員会関係の報告事項はございません。御審議のほど、どうかよろしくお願いいたします。

浪越委員長

以上で説明等は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

平山委員

私からは2点質問させていただきます。

まず1点目ですが、さきの一般質問において、県有施設への太陽光発電設備の導入目標について質問させていただき、知事からは2030年度までに設置率を80%とするほか、導入容量を現状の3倍となる2,800kwとする目標を掲げて推進していく旨の知事の答弁があったところですが、改めて今回の目標設定の理由について、導入可能性調査の内容とも併せて、詳しく教えてください。

小山脱炭素推進室長

ただいま平山委員から、太陽光発電設備の導入目標について御質問を頂きました。

今年度実施いたしました導入可能性調査では、設置済みの施設も含めて、全ての県有施設を対象に太陽光発電設備の導入ポテンシャルについて、知見を有するコンサルタント業者への委託等によりまして、調査、検討を行ったところでございます。

その結果、屋根面積が小規模な施設や構造上困難な施設、統廃合が予定されている施設、また屋上用途が別途定められている施設などを除きまして、新たに45施設に設置が可能とされたほか、設置済みの67施設につきましても、35施設に増設が可能という判定がなされたところでございます。

県有施設への太陽光発電設備の導入目標につきましては、これまで県版脱炭素ロードマップに2030年度における設置可能な県有施設の設置率を55%とする目標を掲げて取り組んできたところでございますけれども、この度の調査結果を踏まえまして、設置施設の拡大による設置率の向上、設備の新增設に伴います導入容量の強化、それぞれに新たな数値目標を設定し、一体的に進捗管理することが有効であると、そのように考えたところでございます。

そこで2030年度目標のうち、設置率につきましてはこの度の調査の結果、現時点における設置率が59.8%となることに加えまして、今年度から5か年の計画で採択されました環境省の交付金を活用いたしまして、初期投資不要のPPAによりまして、設備の新設や増設を集中的に進めることなどを勘案して、新たな目標としまして、国の目標を大きく上回る80%とさせていただいたところです。

また、導入容量につきましては、平山委員の一般質問でもありましたとおり、昨年のCOP28において再生可能エネルギーによる発電容量を世界全体で現状の3倍とするとの合意がなされたところでございまして、これまで以上に設備容量の拡大を重視した施策展開が求められるようになることや、今後5年間における設備の新增設によります導入容量の

増加を考慮いたしまして、県有施設において率先的な導入を図る観点から、現状の3倍となる2,800kwとする目標を掲げさせていただいたところでございます。

平山委員

県が意欲的な目標を掲げて率先導入を進めることで、市町村や民間への波及効果も期待できると思います。

では目標達成に向けて、今年度はP P Aを活用して10施設程度に導入する旨の答弁がありましたが、それ以外の施設については具体的にどのような計画で取り組んでいくのかお伺いいたします。

小山脱炭素推進室長

平山委員から今後の計画についての御質問を頂きました。

今回の導入可能性調査では、設備の導入可能容量や各施設の年間の使用電力量などからP P Aの採算性を試算して、最適な整備手法についても検討を行ったところでございまして、この結果、新增設可能な80施設のうち、44施設においてP P Aによる導入の可能性があるとの判定が得られたところです。

このため、まずはこれらの施設について、今年度採択された環境省の交付金事業の計画期間である令和9年度までの5か年でP P Aを活用して、集中的な整備を進めていきたいと考えておりまして、このうち6施設については今年度、先行して発注済みでございますことから、来年度以降、毎年度10施設程度を目安に順次整備を進めていきたいと考えております。

また、先ほど申し上げた80施設のうち、P P Aにより設置導入を進める44施設以外の残りの36施設につきましては、国の補助事業であるとか、交付税措置の有利な起債制度などの活用も視野に入れまして、着実な導入を図っていきたいと考えております。

平山委員

導入目標については今年度の導入可能性調査の結果を踏まえるとともに、国の交付金を活用して整備を進めることなど、財源面も含めて実現の可能性のある数値目標になっているとありました。

県有施設への太陽光発電設備や蓄電池の導入は脱炭素社会の実現はもとより、災害時等の医療用電源確保、業務継続にも資する取組であることから、是非スピード感を持って進めていただきたいと思います。

では、2点目に入らせていただきます。これもさきの一般質問において、中小・小規模事業者へのD X推進支援について質問をさせていただきましたが、本日は特にアスベスト関連についてお伺いいたします。

まず、大気汚染防止法の改正に伴い、建物を解体する際、事前にアスベストの有無を調査した結果を県に報告することが義務付けられたと聞いていますが、もう少し詳しく教えてください。

田中環境管理課長

ただいま平山委員から、大気汚染防止法の改正についての御質問を頂きました。

令和2年6月に公布されました改正大気汚染防止法では、石綿含有スレートをはじめとした、従来法規制対象外であった石綿含有建材において、不適切な除去作業が行われたことにより、アスベストが飛散した事例が発生したことから、規制対象がアスベストを含有する全ての建材へと拡大されました。

また、建築物の改修や解体等を行う前に、アスベスト使用の有無について調査するとともに、調査の信頼性を確保するため、請負金額の合計が100万円以上の補修、延床面積が80㎡以上の解体等、一定規模以上の解体等工事につきましては、元請業者等が都道府県及び労働基準監督署に調査結果を報告することが令和4年4月から義務付けられており、国においては電子システム、石綿事前調査結果報告システムが構築されました。

県におきましては、これらの制度の徹底を図るため、県ホームページへ掲載するとともに、解体業者等、関係団体を対象とした説明会などにより、周知を実施しているところでございます。

平山委員

では次に、その電子システムによる報告についてお伺いいたします。

県への報告が令和4年4月から義務付けられたとのことですが、これまでに県に対してどれぐらいの件数の報告があったのか教えてください。

田中環境管理課長

電子システムの報告の件数について御質問を頂きました。

石綿事前調査の都道府県等への報告につきましては、パソコンやスマートフォンを使用した電子システム、石綿事前調査結果報告システムのほか、書面による報告も認められています。

令和4年度における県への報告件数は2,787件で、内訳は電子システムによる報告2,782件、紙による報告5件となっています。

令和5年度につきましても、2月7日の時点で2,925件の報告がなされていますが、ほぼ全てが電子システムによるものとなっております。

建築物等の老朽化に伴い、解体工事などの件数は年々増加傾向にあります。令和10年度頃にピークを迎えると言われていることから、今後しばらくの間は報告件数が増加していく見込みであります。

このため容易に報告書等の作成が可能となり、都道府県及び労働基準監督署への提出が同時にできる電子システムによる報告は、複数の解体等工事を行う元請業者にとっては利便性が高く、メリットが多いものと考えているところです。

平山委員

電子システムが事業者にとってメリットが多いものであるということが分かりました。ただ、他の業界と同様、建設業界でも高齢化や人手不足が進んでおり、特に小規模事業者等においては、電子システム等の取扱いが難しく、操作マニュアルを見ても分からないという事例があると聞いております。このようなデジタル弱者への支援をお願いしたいので

すが、いかがでしょうか。

田中環境管理課長

ただいま、電子システムの取扱いが難しく、操作マニュアルを見ても分からないというようなデジタル弱者の方への支援についての御質問を頂きました。

まず、解体を主な業務としている事業者に対しましては、業界団体の要望もありましたことから、令和3年度及び令和4年度に県と国との連携の下、複数回、説明会を開催しております。

この説明会におきましては、改正大気汚染防止法の具体的な内容、電子システムの操作方法、国により作成されましたこのシステム操作方法の説明動画の視聴方法、また質問等に個別に対応してくれるヘルプデスクへの連絡方法などについて、詳細な説明を行っているところでございます。

加えて、当課に対してメールや電話等で問合せがあった場合には、個別に説明し、パンフレットを送付するなど、きめ細かい対応を行っており、一定の程度、理解が進んでいると認識しているところでございます。

しかしながら最近では、解体を主な業務としていない事業者の方からも多くの問合せが寄せられていることから、これを契機と捉えまして、今後、県ホームページについては、県や国の取組をひとまとめにした、より分かりやすい利便性の高い内容にリニューアルするとともに、建築物の解体や補修等に関わる事業者に対しまして、幅広く講習会開催のニーズ等の調査を行うなどにより、デジタル弱者の方々を含めた、全てのアスベスト関係事務事業者の方を取り残さないよう、きめ細やかな対応を行ってまいりたいと考えているところでございます。

平山委員

令和10年度頃にピークを迎えると言われていることから、引き続きデジタル弱者への手厚い支援をお願いいたします。

最後に震災等の災害時における当県でのアスベスト飛散防止対策についてお伺いいたします。この度の能登半島地震でも、多くの建物の破損や倒壊が発生しています。近い将来、発生が予測されている南海トラフ地震への対応として、本県においてどのような対策がなされているか、教えてください。

田中環境管理課長

ただいま、災害時におけるアスベストの飛散防止対策について御質問を頂きました。

国におきましては、震災等により被災し、倒壊した建築物などからの石綿建材の露出や、解体作業時のアスベスト飛散を防止するためのマニュアルを作成しています。昨年4月には、改正大気汚染防止法の内容を反映させた改訂版のマニュアルを、また本年2月には、このマニュアルの要点をまとめた概要版を作成しているところでございます。

この内容を踏まえまして、本県におきましてもアスベスト関係事業者の皆様を対象といたしました既存のマニュアルの改訂作業を行っているところでございます。

また、住民の皆様向けとして、被災によりアスベスト飛散のおそれが生じた建築物への

対応についての注意喚起を行うため、一般住宅でアスベストが使用されている可能性がある建材についての写真を分かりやすく説明したものなどや、防じんマスクの着用やがれき等の撤去方法などが記載されましたリーフレットを作成し、ホームページでも掲載しております。

そのリーフレットや改訂作業中のマニュアルを多くの県民の皆様にも適切に活用していただけるよう、今後も引き続き県のホームページや関係事業者向けの説明会などにおいて丁寧な説明を行うことにより、一層の周知を図ってまいりたいと考えております。

平山委員

今後とも、更に幅広く周知することが大変重要だと思いますので、引き続きお願いを申し上げます。私の質問を終わります。

立川委員

県有林Jクレジット取得拡大事業というのをスマート林業課から教えてもらいたいのですけれど、ざっくり、どういうことか説明をしてもらえますでしょうか。

須恵スマート林業課副課長

ただいま立川委員より、県有林Jクレジット取得拡大事業についての質問がございました。

当事業につきましては、2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、2023年に政府がGX実現に向けた基本計画の中で排出量取引制度の導入を示し、それを受ける形で昨年10月、試行的に東京証券取引所にカーボン・クレジット市場が創設されました。

また企業におきましても、気候変動に対応した経営戦略の開示や脱炭素に向けた目標設定などを通じ、脱炭素経営に取り組む動きが進展しております。

そこで当事業におきましては、適正な森林管理によるCO₂吸収量を国が認定するJクレジットを活用して、民間企業等の参画による2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を加速するため、県有林においてクレジットを創出するものでございます。

具体的には県西部の3県有林の東祖谷県有林、西祖谷県有林、山城町にあります栗山県有林において、Jクレジットの取得申請に係る解析とモニタリング調査等々の費用を計上させてもらいまして、県有林のJクレジットを取得する事業でございます。

立川委員

このクレジットがどれぐらいの金額になるか、全て調査をしてからそういうのは分かってくるのですか。

須恵スマート林業課副課長

今回のJクレジットにつきましては、今言いました三つの県有林約1,300haのうち、平成27年度から令和4年度まで間伐を行った約200haについて、年間1,000tのJクレジットを見込んでおりまして、プロジェクト全体で8年間有効であるため、約8,000tのJクレジットを創出する予定でございます。

販売額につきましては、1 tあたり1万円から5,000円の販売を想定しておりまして、8,000万円から4,000万円の売上を見込んでいるところでございます。

立川委員

見込額もあるということで、実際では今調査して、いつ頃ぐらいから東京証券取引所で取引される予定なんですか。めどとかがあるのであったら教えてください。

須恵スマート林業課副課長

Jクレジットの発行につきましては、県がまずは調査いたしまして、国の認証機関に申請をして、モニタリング調査等々の審査を経てから発行される見込みでございます。

できるだけ早く発行をさせていただきたいのですが、おおよそ1年程度掛かる見込みでございまして、できる限り早く発行につなげてまいりたいと考えております。

また東京証券取引所につきましては、どのような形でJクレジットを販売できるかというところも、今回の事業費の中で調査をさせていただく予定にしております。

立川委員

そうしたら今回、三好の3か所なんですけれど、これが終わったら、これ以外の県有林とかでも、このクレジットの創出をやっていくのでしょうか。

須恵スマート林業課副課長

このほかに今後、取得する見込みであるかというところですが、今回は県西部の大きい県有林がありますので、まずはそこで試してみて、今後、Jクレジットの販売が順調に進んでいくということであれば、引き続き他の県有林でも検討してまいりたいと考えているところでございます。

立川委員

カーボンニュートラルに向けて、特に海外企業なんかはいち早くJクレジットを購入し始めて、結構アプローチしていると思うんですね。これカーボンニュートラルなんですと言われて、ピンとこなかったですけど、生産過程で出るCO²の分をクレジットで購入して、カーボンニュートラルの製品ですとやっています。今までお金にならなかったものがお金になると新しい収入源になってきますし、徳島県は森林が多い、森林面積が広い県なので、少しでもクレジットを増やして、新しい収入源になるように取り組んでいただきますようお願いして、終わりたいと思います。

東条副委員長

1点だけ、すみません。実は私の友人から連絡いただいたことなんですけれども、その方は環境問題にすごく関心がある方で、今回、新しい家を建てようということで、その際には太陽光の設備をと、工務店の方に御相談をしたそうなのです。

そうしたら、これは屋根に穴を開けたり、いろいろしないといけないから大変なんですよというようなことで、工務店の方が消極的だったそうなんです。

それで今後、工務店とかの設置業者の方々に研修だとか、指導だとか、周知というのをどういうふうにされているのか教えていただけたらと思います。

小山脱炭素推進室長

ただいま東条副委員長から、新築住宅を建てる時に太陽光発電設備の導入を検討された際に、工務店の方が消極的だったということで、周知方法についての御質問を頂きました。

新築住宅への太陽光発電設備の設置に関しては、Z E H^{ゼッチ}ということでの補助事業を6月補正で創設させていただいていたところございまして、この周知方法については県民だけでなく、県内の事業者の皆様にもプッシュ型で周知広報に努めてきたところでございます。

補助金の申請に当たりましては、特に顧客の皆様と最初に設置する事業者の皆様の影響力が大きいと考えられますので、建築士会などの関係団体はもとより、住宅展示場やハウスメーカー、工務店を直接訪問しまして、従業員の皆様を対象とした説明会などを開催させていただくなど、県の補助制度の理解を深めていただくようなことを実施させていただくとともに、顧客の皆様に積極的な補助制度の活用について御案内、御協力、お願いをさせていただきたいところでございます。

消極的だったというのが、いろいろ事情があろうかとは思いますが、今後ともできるだけ多くの方に脱炭素ライフスタイルへの転換を図っていただけるように、関係団体の皆様や事業者の御協力も頂きながら、説明会開催など分かりやすい周知啓発を行っていきたいと考えております。

東条副委員長

せっかく推進をしていこうという状況ですので、県のほうの取組も、その間に入った事業所、工務店の方々が、これをしたらいいですよ、県から補助金が出りますよとかいうふうに、積極的に薦めていただくような啓発をしていただけたらということを、要望して終わります。

浪越委員長

ほかに質疑はございますか。

ほかに質疑はございませんので、以上で質疑を終わります。

本年度、最後の委員会でありますので、一言御挨拶を申し上げます。

委員各位におきましては、この1年間、審議そして議事運営、また県外視察等を含めまして本当にありがとうございました。

また、平井危機管理環境部長をはじめとする、理事者各位におかれましては、真摯な態度をもって審議に御協力いただきましたことに、深く感謝の意を表する次第でございます。審議の過程におきまして、表明されました委員の意見、また要望を十分尊重されまして、今後の施策に反映されますようよろしくお願い申し上げます。

最後に報道関係者各位の御協力に対しましても、深く感謝を申し上げます。1年間ありがとうございました。

平井危機管理環境部長

理事者を代表いたしまして、一言お礼の御挨拶をさせていただければと存じます。

ただいま浪越委員長より大変丁寧なる御挨拶を頂きました。本当にありがとうございます。この1年間、浪越委員長そして東条副委員長をはじめ委員の皆様には、消費者・環境対策関係の様々な案件の審議を通じまして、各般にわたりまして、御指導、御鞭撻^{べんたつ}を賜ったところでございまして、本当にありがとうございます。

委員各位から頂戴いたしました貴重な御意見や御提言、これらをしっかりと受け止めまして、消費者市民社会の構築や脱炭素をはじめ、全庁を挙げてのGXの推進など、持続可能な徳島づくりに向けまして、より一層創意工夫を凝らし、全力を尽くしてまいる所存でございします。

委員各位にはどうか今後とも、御支援、御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、委員各位の今後ますますの御健勝、御活躍を祈念いたしまして、お礼の御挨拶とさせていただきます。今年度の1年、誠にありがとうございました。

浪越委員長

これをもって、消費者・環境対策特別委員会を閉会いたします。（11時17分）